

（２）要介護者等のサービス利用状況

平成28年から令和元年にかけて、要介護認定者数は増加の一途となっています。要介護者等のサービス利用状況は、標準的居宅サービス利用者は人数こそ増加していますが、要介護認定者数増加の影響を受けて割合はやや減少しています。施設サービス利用者は人数、割合ともにわずかながらの減少となっています。

図表3-2-7 要介護者等のサービス利用状況（各年9月末現在）

		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		人	%	人	%	人	%	人	%
要 介 護 認 定 者	計	5,707	100.0%	6,029	100.0%	6,268	100.0%	6,442	100.0%
	要支援1	667	11.7%	729	12.1%	786	12.5%	888	13.8%
	要支援2	722	12.7%	811	13.5%	916	14.6%	923	14.3%
	要介護1	1,096	19.2%	1,140	18.9%	1,153	18.4%	1,178	18.3%
	要介護2	1,068	18.7%	1,098	18.2%	1,102	17.6%	1,130	17.5%
	要介護3	830	14.5%	876	14.5%	872	13.9%	879	13.6%
	要介護4	763	13.4%	765	12.7%	844	13.5%	829	12.9%
	要介護5	561	9.8%	610	10.1%	595	9.5%	615	9.5%
施 設 サ ー ビ ス 利 用 者	計	986	17.3%	974	16.2%	975	15.6%	973	15.1%
	要介護1	37	0.6%	44	0.7%	44	0.7%	34	0.5%
	要介護2	100	1.8%	85	1.4%	83	1.3%	79	1.2%
	要介護3	267	4.7%	246	4.1%	239	3.8%	228	3.5%
	要介護4	338	5.9%	330	5.5%	351	5.6%	365	5.7%
	要介護5	244	4.3%	269	4.5%	258	4.1%	267	4.1%
居 住 系 サ ー ビ ス 利 用 者	計	166	2.9%	186	3.1%	208	3.3%	209	3.2%
	要支援1	7	0.1%	6	0.1%	9	0.1%	12	0.2%
	要支援2	1	0.0%	4	0.1%	9	0.1%	7	0.1%
	要介護1	26	0.5%	37	0.6%	39	0.6%	45	0.7%
	要介護2	43	0.8%	44	0.7%	46	0.7%	46	0.7%
	要介護3	34	0.6%	34	0.6%	42	0.7%	34	0.5%
	要介護4	25	0.4%	29	0.5%	30	0.5%	33	0.5%
	要介護5	30	0.5%	32	0.5%	33	0.5%	32	0.5%
標 準 的 居 宅 サ ー ビ ス 利 用 者	計	3,188	55.9%	3,134	52.0%	3,261	52.0%	3,382	52.5%
	要支援1	233	4.1%	131	2.2%	154	2.5%	173	2.7%
	要支援2	359	6.3%	272	4.5%	320	5.1%	358	5.6%
	要介護1	801	14.0%	812	13.5%	805	12.8%	838	13.0%
	要介護2	797	14.0%	850	14.1%	848	13.5%	889	13.8%
	要介護3	467	8.2%	534	8.9%	546	8.7%	563	8.7%
	要介護4	330	5.8%	319	5.3%	379	6.0%	344	5.3%
	要介護5	201	3.5%	216	3.6%	209	3.3%	217	3.4%

要介護認定者：「介護保険事業状況報告」、その他：介護保険課調べ（端数一致しない）

変 更 後

(2) 要介護者等のサービス利用状況

要介護者等のサービス利用状況を見ると、要介護認定者数は増加の一途となっています。要介護者等のサービス利用状況は、標準的居宅サービス利用者は増加していますが、要介護認定者数増加の影響を受けて割合はほぼ横ばいとなっています。施設サービス利用者は人数に大きな変化はありませんが、割合は減少傾向となっています。

図表3-2-8 要介護者等のサービス利用状況（各年9月末現在）

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		人	%	人	%	人	%	人	%
要 介 護 認 定 者	計	6,029	100.0%	6,268	100.0%	6,442	100.0%	6,720	100.0%
	要支援1	729	12.1%	786	12.5%	888	13.8%	1,038	15.4%
	要支援2	811	13.5%	916	14.6%	923	14.3%	994	14.8%
	要介護1	1,140	18.9%	1,153	18.4%	1,178	18.3%	1,229	18.3%
	要介護2	1,098	18.2%	1,102	17.6%	1,130	17.5%	1,093	16.3%
	要介護3	876	14.5%	872	13.9%	879	13.6%	947	14.1%
	要介護4	765	12.7%	844	13.5%	829	12.9%	843	12.5%
	要介護5	610	10.1%	595	9.5%	615	9.5%	576	8.6%
施 設 サ ー ビ ス 利 用 者	計	974	16.2%	975	15.6%	973	15.1%	987	14.7%
	要介護1	44	0.7%	44	0.7%	34	0.5%	42	0.6%
	要介護2	85	1.4%	83	1.3%	79	1.2%	82	1.2%
	要介護3	246	4.1%	239	3.8%	228	3.5%	274	4.1%
	要介護4	330	5.5%	351	5.6%	365	5.7%	347	5.2%
	要介護5	269	4.5%	258	4.1%	267	4.1%	240	3.6%
居 住 系 サ ー ビ ス 利 用 者	計	186	3.1%	208	3.3%	209	3.2%	209	3.1%
	要支援1	6	0.1%	9	0.1%	12	0.2%	14	0.2%
	要支援2	4	0.1%	9	0.1%	7	0.1%	7	0.1%
	要介護1	37	0.6%	39	0.6%	45	0.7%	46	0.7%
	要介護2	44	0.7%	46	0.7%	46	0.7%	48	0.7%
	要介護3	34	0.6%	42	0.7%	34	0.5%	34	0.5%
	要介護4	29	0.5%	30	0.5%	33	0.5%	35	0.5%
	要介護5	32	0.5%	33	0.5%	32	0.5%	25	0.4%
標 準 的 居 宅 サ ー ビ ス 利 用 者	計	3,134	52.0%	3,261	52.0%	3,382	52.5%	3,487	51.9%
	要支援1	131	2.2%	154	2.5%	173	2.7%	213	3.2%
	要支援2	272	4.5%	320	5.1%	358	5.6%	408	6.1%
	要介護1	812	13.5%	805	12.8%	838	13.0%	885	13.2%
	要介護2	850	14.1%	848	13.5%	889	13.8%	839	12.5%
	要介護3	534	8.9%	546	8.7%	563	8.7%	563	8.4%
	要介護4	319	5.3%	379	6.0%	344	5.3%	372	5.5%
	要介護5	216	3.6%	209	3.3%	217	3.4%	209	3.1%

※要介護認定者：介護保険事業状況報告、その他：介護保険課調べ（端数一致しない）

④ 紙おむつ給付事業（高齢者福祉課）

事業概要	要支援・要介護認定者を介護する家族の経済的負担の軽減を目的に、在宅においてねたきり又は認知症により常時失禁している状態の高齢者を対象に、紙おむつの給付を行います。		
第8期計画 実施内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 900件	利用者数 925件	利用者数 950件

⑤ はり、きゅう、マッサージ助成（高齢者福祉課）

事業概要	はり、きゅう及びマッサージ（あん摩及び指圧を含む）を利用する者に対し、施術に要した費用の一部を助成することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、もって高齢者福祉の増進を図ります。		
第8期計画 実施内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	交付人数 680人	交付人数 690人	交付人数 700人

④ 紙おむつ給付事業（高齢者福祉課）

事業概要	要支援・要介護認定者を介護する家族の経済的負担の軽減を目的に、在宅においてねたきり又は認知症により常時失禁している状態の高齢者を対象に、紙おむつの給付を行います。		
第8期計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	利用者数 900件	利用者数 925件	利用者数 950件

⑤ はり、きゅう、マッサージ助成（高齢者福祉課）

事業概要	はり、きゅう及びマッサージ（あん摩及び指圧を含む）を利用する者に対し、施術に要した費用の一部を助成することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、もって高齢者福祉の増進を図ります。		
第8期計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	交付人数 680人	交付人数 690人	交付人数 700人

⑥ 高齢者タクシー利用助成（高齢者福祉課）

事業概要	移動手段を持たない75歳以上の世帯及び65歳以上の運転免許証の返納者に対しタクシー利用の助成を行い、高齢者の移動支援を図ります。		
第8期計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	交付件数 1,300件	交付件数 1,300件	交付件数 1,300件

(1) 居宅サービス

居宅サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、要介護1～5の人に提供される介護給付、要支援1・2の人に提供される予防給付の2つに分かれます。サービス利用量の推計にあたっては、サービス提供実績、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護への利用移行の想定等をもとに今後の見込みを推計しました。

要介護者数の増加に伴い、今後もサービス利用量は増加すると見込んでいます。

図表6-1-2 居宅サービス（介護給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	人／月	1,012	1,053	1,036	1,085	1,123	1,172
	回／月	24,192.6	26,219.9	27,665.1	26,939.6	27,710.2	28,893.1
訪問入浴介護	人／月	115	123	139	125	127	132
	回／月	614	667	738	678.2	685.6	711.0
訪問看護	人／月	213	237	243	244	252	262
	回／月	2,180.6	2,441.5	2,250.6	2,508.0	2,588.5	2,691.7
訪問リハビリテーション	人／月	23	28	25	31	30	31
	回／月	244.8	271.3	213.0	299.4	289.5	299.4
居宅療養管理指導	人／月	520	601	658	679	702	732
通所介護	人／月	1,058	1,074	1,038	1,112	1,152	1,200
	回／月	10,240	10,496	10,010	10,853.1	11,243.5	11,718.4
通所リハビリテーション	人／月	222	272	258	285	296	309
	回／月	1,921.5	2,311.9	2,279.7	2,465.0	2,560.6	2,673.6
短期入所生活介護	人／月	421	406	365	417	431	453
	日／月	7,078.8	6,773.3	6,555.3	7,015.0	7,251.9	7,623.7
短期入所療養介護	人／月	17	17	13	18	18	20
	日／月	187.2	192.5	242.7	215.7	215.7	237.2
福祉用具貸与	人／月	1,658	1,720	1,786	1,874	1,963	2,054
特定福祉用具販売	人／月 (件／月)	35	29	41	32	32	35
住宅改修	人／月 (件／月)	26	24	36	26	26	29
居宅介護支援	人／月	2,673	2,711	2,746	2,814	2,921	3,044

※令和3年度～5年度は供給量見込み(本項について、以降同様)

(1) 居宅サービス

居宅サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、要介護1～5の人に提供される介護給付、要支援1・2の人に提供される予防給付の2つに分かれます。サービス利用量の推計にあたっては、サービス提供実績、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護への利用移行の想定等をもとに今後の見込みを推計しました。

要介護者数の増加に伴い、今後もサービス利用量は増加すると見込んでいます。

図表6-1-2 居宅サービス（介護給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
訪問介護	人／月	1,012	1,053	1,016	1,085	1,123	1,172
	回／月	24,192.6	26,219.9	27,639.7	26,939.6	27,710.2	28,893.1
訪問入浴介護	人／月	115	123	131	125	127	132
	回／月	614	667	698	678.2	685.6	711.0
訪問看護	人／月	213	237	243	244	252	262
	回／月	2,180.6	2,441.5	2,250.6	2,508.0	2,588.5	2,691.7
訪問リハビリテーション	人／月	23	28	26	31	30	31
	回／月	244.8	271.3	253.9	299.4	289.5	299.4
居宅療養管理指導	人／月	520	601	646	679	702	732
通所介護	人／月	1,058	1,074	1,011	1,112	1,152	1,200
	回／月	10,240	10,496	9,797	10,853.1	11,243.5	11,718.4
通所リハビリテーション	人／月	222	272	253	285	296	309
	回／月	1,921.5	2,311.9	2,202.4	2,465.0	2,560.6	2,673.6
短期入所生活介護	人／月	421	406	356	417	431	453
	日／月	7,078.8	6,773.3	6,458.1	7,015.0	7,251.9	7,623.7
短期入所療養介護	人／月	16	17	9	18	18	20
	日／月	187.2	192.5	127.8	215.7	215.7	237.2
福祉用具貸与	人／月	1,658	1,720	1,780	1,874	1,963	2,054
特定福祉用具販売	人／月 (件／月)	35	29	37	32	32	35
住宅改修	人／月 (件／月)	26	24	31	26	26	29
居宅介護支援	人／月	2,673	2,711	2,728	2,814	2,921	3,044

※令和2年度～5年度は供給量見込み（本項について、以降同様）

図表6-1-3 居宅サービス（予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
介護予防訪問入浴介護	人／月	2	1	0	1	1	1
	回／月	6.6	6.9	0.0	5.7	5.7	5.7
介護予防訪問看護	人／月	29	39	64	44	48	51
	回／月	263.8	366.1	572.8	420.4	458.2	485.4
介護予防訪問リハビリテーション	人／月	2	2	1	3	3	3
	回／月	32.0	29.2	21.9	36.4	36.4	36.4
介護予防居宅療養管理指導	人／月	46	55	48	62	68	73
介護予防通所リハビリテーション	人／月	59	76	78	81	84	87
介護予防短期入所生活介護	人／月	6	8	4	7	8	8
	日／月	27.0	40.8	21.6	35.0	40.4	40.4
介護予防短期入所療養介護	人／月	0	0	0	0	0	0
	日／月	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	人／月	398	452	524	543	562	581
特定介護予防福祉用具販売	人／月 (件／月)	9	11	18	11	12	12
介護予防住宅改修	人／月 (件／月)	12	13	16	14	16	17
介護予防支援	人／月	459	523	613	598	651	698

図表6-1-3 居宅サービス（予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
介護予防訪問入浴介護	人／月	2	1	0	1	1	1
	回／月	6.6	6.9	0.0	5.7	5.7	5.7
介護予防訪問看護	人／月	29	39	55	44	48	51
	回／月	263.8	366.1	526.3	420.4	458.2	485.4
介護予防訪問リハビリテーション	人／月	2	2	1	3	3	3
	回／月	32.0	29.2	16.4	36.4	36.4	36.4
介護予防居宅療養管理指導	人／月	46	55	55	62	68	73
介護予防通所リハビリテーション	人／月	59	76	74	81	84	87
介護予防短期入所生活介護	人／月	6	8	9	7	8	8
	日／月	27.0	40.8	36.9	35.0	40.4	40.4
介護予防短期入所療養介護	人／月	0	0	0	0	0	0
	日／月	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	人／月	398	452	521	543	562	581
特定介護予防福祉用具販売	人／月 (件／月)	9	11	12	11	12	12
介護予防住宅改修	人／月 (件／月)	12	13	15	14	16	17
介護予防支援	人／月	459	523	611	598	651	698

(2) 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）

地域密着型サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、認知症や中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるよう、平成18年度から創設され、その後、サービスの種類が拡充されてきたサービスです。

地域密着型サービスの推計にあたっては、サービス提供実績及びその整備の方向性などをもとに今後の見込みを推計しています。

図表6-1-4 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
<介護給付>							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人／月	13	15	19	22	22	23
夜間対応型訪問介護	人／月	1	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人／月	536	526	462	559	580	606
	回／月	5,317.3	5,175.8	4,563.4	5,504.0	5,700.8	5,961.4
認知症対応型通所介護	人／月	24	41	43	41	42	45
	回／月	206.8	361.9	407.1	367.1	377.3	404.0
小規模多機能型居宅 介護	人／月	73	72	71	78	80	84
看護小規模多機能型居 宅介護	人／月	29	28	29	32	34	35
<予防給付>							
介護予防認知症対応型 通所介護	人／月	2	2	2	2	2	2
	回／月	8.3	9.3	5.1	10.2	10.2	10.2
介護予防小規模多機能 型居宅介護	人／月	8	8	6	9	9	10

(2) 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）

地域密着型サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、認知症や中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるよう、平成18年度から創設され、その後、サービスの種類が拡充されてきたサービスです。

地域密着型サービスの推計にあたっては、サービス提供実績及びその整備の方向性などをもとに今後の見込みを推計しています。

図表6-1-4 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
<介護給付>							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人／月	13	15	24	22	22	23
夜間対応型訪問介護	人／月	1	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人／月	536	526	462	559	580	606
	回／月	5,317.3	5,175.8	4,780.9	5,504.0	5,700.8	5,961.4
認知症対応型通所介護	人／月	24	41	38	41	42	45
	回／月	206.8	361.9	379.4	367.1	377.3	404.0
小規模多機能型居宅 介護	人／月	73	72	74	78	80	84
看護小規模多機能型居 宅介護	人／月	29	28	29	32	34	35
<予防給付>							
介護予防認知症対応型 通所介護	人／月	2	2	2	2	2	2
	回／月	8.3	9.3	5.9	10.2	10.2	10.2
介護予防小規模多機能 型居宅介護	人／月	8	8	6	9	9	10

変 更 前

第6章 計画期間における介護サービス量等の見込み

(3) 施設・居住系サービス（地域密着型サービスを含む）

施設・居住系サービスは、サービス提供実績、本市及び近隣市も含めた整備計画、入所希望者の状況、千葉県が示す医療計画による利用者の増加をもとに今後の見込みを推計しています。

図表6-1-5 施設（介護給付）・居住系サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
＜施設サービス＞							
介護老人福祉施設	人／月	545	540	529	574	619	619
介護老人保健施設	人／月	285	282	300	300	300	300
介護療養型医療施設 （介護医療院を含む）	人／月	13	10	11	11	11	11
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	人／月	124	127	138	163	163	163
＜居住系サービス＞							
特定施設入居者生活 介護	人／月	124	125	115	122	125	129
介護予防特定施設入居 者生活介護	人／月	18	20	25	26	30	32
地域密着型特定施設入 居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活 介護	人／月	67	65	75	81	81	99
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0

変 更 後

(3) 施設・居住系サービス（地域密着型サービスを含む）

施設・居住系サービスは、サービス提供実績、本市及び近隣市も含めた整備計画、入所希望者の状況、千葉県が示す医療計画による利用者の増加をもとに今後の見込みを推計しています。

図表6-1-5 施設（介護給付）・居住系サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実 績			計 画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<施設サービス>							
介護老人福祉施設	人／月	545	540	527	574	619	619
介護老人保健施設	人／月	285	282	299	300	300	300
介護療養型医療施設	人／月	13	10	21	11	11	11
介護医療院	人／月	0	1	1	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	124	127	132	163	163	163
<居住系サービス>							
特定施設入居者生活介護	人／月	124	125	115	122	125	129
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	18	20	25	26	30	32
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／月	67	65	72	81	81	99
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0

2. 介護給付費等対象サービスの事業費の見込み

介護給付費等対象サービスの事業費の見込みは、次の表のとおり見込んでいます。
標準給付費見込額は、令和3年度が約96.2億円、令和5年度が約102.7億円、また、地域支援事業費は、令和3年度が約6.3億円、令和5年度が約6.6億円と見込んでいます。

参考までに第8期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和7年度は標準給付費見込額が約110億円、また、地域支援事業費が約6.4億円となります。

図表6-2-1 介護保険事業費（給付額）の構成比見込み

（単位：千円）

区 分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護給付等保険給付費	7,996,511	8,304,451	8,511,701	9,071,068	9,400,424	9,709,867	10,401,833
その他費用	559,079	612,097	658,787	548,734	537,631	556,654	593,694
標準給付費見込額	8,555,590	8,916,548	9,170,488	9,619,803	9,938,055	10,266,521	10,995,527
地域支援事業費	501,927	557,513	601,867	631,679	645,423	659,027	642,560
介護予防・日常生活 支援総合事業費	320,341	336,295	349,779	401,749	415,423	429,097	408,901
包括的支援事業・ 任意事業費	181,586	221,218	252,088	229,930	229,930	229,930	233,659

※平成30～令和元年度は実績値、令和2年度は見込値（地域支援事業費は予算）、令和3年度以降は推計値。

※その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算値です。

※その他費用の特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費等の見直しを勘案し、補正したものとしています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

2. 介護給付費等対象サービスの事業費の見込み

介護給付費等対象サービスの事業費の見込みは、次の表のとおり見込んでいます。
標準給付費見込額は、令和3年度が約97.1億円、令和5年度が約103.7億円、また、
地域支援事業費は、令和3年度が約6.3億円、令和5年度が約6.6億円と見込んでいま
す。

参考までに第8期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和7年度は標準給
付費見込額が約111億円、また、地域支援事業費が約7.1億円となります。

図表6-2-1 介護保険事業費（給付額）の構成比見込み

（単位：千円）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護給付等保険給付費	7,996,511	8,304,451	8,587,523	9,136,592	9,473,205	9,784,828	10,487,922
その他費用	559,079	612,097	644,389	577,610	565,886	584,847	623,694
標準給付費見込額	8,555,590	8,916,548	9,231,913	9,714,202	10,039,091	10,369,675	11,111,616
地域支援事業費	501,927	557,513	585,739	625,066	640,956	658,346	709,050
介護予防・日常生活 支援総合事業費	320,341	336,295	345,051	369,902	385,592	400,982	436,445
包括的支援事業・ 任意事業費	173,867	209,806	222,875	232,049	232,049	232,549	249,490
包括的支援事業・ 社会保障充実分	7,720	11,412	17,813	23,115	23,315	24,815	23,115

※平成30～令和元年度は実績値、令和2年度は見込値、令和3年度以降は推計値。

※その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算値。

※その他費用の特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費等の見直しを勘案し、補正したものとしている。

※千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

② 負担能力に応じた保険料負担の考え方

介護保険制度においては、各保険者が保険料区分の多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うこととされています。

本市の第7期計画の介護保険料では、国が示す標準段階（9段階）を13段階に細分化し、所得階層にきめ細かく対応した保険料設定を行いました。第8期計画では、第7期計画の13段階から14段階に細分化し、さらなる多段階化を行います。

また、介護給付等保険給付費は一定以上所得者の利用者負担の見直し、その他費用のうち特定入所者介護サービス費は資産等を勘案した見直しを行い、補正したものとしています。

③ 介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、各保険者では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金を設置しています。

第8期計画では基金を適切に活用し、介護給付費準備基金から、●億円の取崩しを行い、第1号被保険者保険料額の上昇幅の抑制を図ります。

（2）第1号被保険者の保険料算出の仕組み

政令により定められた保険料収納必要額は、次式によって算出します。

保険料収納必要額

$$\begin{aligned}
 &= \left(\text{介護給付費等標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額} \right) \\
 &\quad \times 0.5 \times 0.46 \\
 &+ \left(\begin{array}{ll} \text{市町村特別給付等見込額} & + \text{調整交付金相当額} \\ \text{財政安定化基金拠出金見込額} & + \text{財政安定化基金償還金} \\ \text{審査支払手数料差引額} & + \text{その他介護保険に要する費用} \end{array} \right) \\
 &- \left(\begin{array}{ll} \text{介護・予防給付費負担金} & + \text{調整交付金見込額} \\ \text{介護給付費交付金} & + \text{第7期介護給付費準備基金取崩額} \\ \text{財政安定化基金取崩による交付額} & \\ \text{補助金その他介護保険に要する費用のための収入額} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

（注）0.5：被保険者が負担する費用の割合、0.46：第1号被保険者の割合（全国ベース）

② 負担能力に応じた保険料負担の考え方

介護保険制度においては、各保険者が保険料区分の多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うこととされています。

本市の第 7 期計画の介護保険料では、国が示す標準段階（9 段階）を 13 段階に細分化し、所得階層にきめ細かく対応した保険料設定を行いました。第 8 期計画では、第 7 期計画の 13 段階から 14 段階に細分化し、さらなる多段階化を行います。

また、介護給付等保険給付費はその他費用の特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費の要件見直しに伴う影響額を補正したものとしています。

③ 介護給付費準備基金の取り崩し

第 1 号被保険者の保険料は、おおむね 3 年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされており、各保険者では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金を設置しています。

第 8 期計画では基金を適切に活用し、介護給付費準備基金から 4 億円の取崩しを行い、第 1 号被保険者保険料額の上昇幅の抑制を図ります。

（２）第 1 号被保険者の保険料算出の仕組み

政令により定められた保険料収納必要額は、次式によって算出します。

保険料収納必要額

$$\begin{aligned}
 &= \left(\text{介護給付費等標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額} \right) \\
 &\quad \times 0.5 \times 0.46 \\
 &+ \left(\begin{array}{ll} \text{市町村特別給付等見込額} & + \text{調整交付金相当額} \\ \text{財政安定化基金拠出金見込額} & + \text{財政安定化基金償還金} \\ \text{審査支払手数料差引額} & + \text{その他介護保険に要する費用} \end{array} \right) \\
 &- \left(\begin{array}{ll} \text{介護・予防給付費負担金} & + \text{調整交付金見込額} \\ \text{介護給付費交付金} & + \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ \text{財政安定化基金取崩による交付額} & \\ \text{補助金その他介護保険に要する費用のための収入額} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

（注）0.5：被保険者が負担する費用の割合、0.46：第 1 号被保険者の割合（全国ベース）

変 更 前

第 6 章 計画期間における介護サービス量等の見込み

第 8 期計画の3年間の介護保険の事業費から第 1 号被保険者の保険料必要収納額は、次のようになります。なお、第 8 期計画では、介護給付費等標準給付費及び地域支援事業に関する事業量・事業費、第 1 号被保険者の保険料は、国が示した「見える化システム」を活用して算出しました。

(単位：千円)

項番	内 容 (計 算 式)	金 額
(a)	標準給付費見込額	29,824,378
(b)	地域支援事業費	1,936,059
(b1)	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,246,269
(b2)	包括的支援事業・任意事業費	689,790
(c)	合計 (a) + (b)	31,760,438
(d)	第 1 号被保険者負担分相当額 $((a) + (b)) \times 23\%$	7,304,901
(e)	調整交付金相当額 $((a) + (b)) \times 5\%$	1,553,532
(f)	調整交付金見込額 $((a) + (b)) \times \text{本市の実際の割合 (約 2.42\%)}$	754,528
(g)	市町村特別給付費等	0
(h)	財政安定化基金拠出金見込額 $(c) \times 0.0\%$	0
(i)	財政安定化基金償還金	0
(j)	介護給付費準備基金取崩額	0
(k)	審査支払手数料差引額	0
(l)	市町村相互財政安定化事業負担額	0
(m)	市町村相互財政安定化事業交付額	0
(n)	保険料収納必要額 $(d) + (e) - (f) + (g) + (h) + (i) - (j) + (k) + (l) - (m)$	8,103,905

※端数処理の都合上、計算式どおりの値になっていないことがあります。

調整交付金見込額の率は、3 年間の平均値です。

変 更 後

第6章 計画期間における介護サービス量等の見込み

第8期計画の3年間の介護保険の事業費から第1号被保険者の保険料必要収納額は、次のようになります。なお、第8期計画では、介護給付費等標準給付費及び地域支援事業に関する事業量・事業費、第1号被保険者の保険料は、国が示した「見える化システム」を活用して算出しました。

(単位：千円)

項番	内 容 (計 算 式)	金 額
(a)	標準給付費見込額	30,122,969
(b)	地域支援事業費	1,924,368
(b1)	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,156,476
(b2)	包括的支援事業・任意事業費	767,892
(c)	合計 (a)+(b)	32,047,337
(d)	第1号被保険者負担分相当額 ((a)+(b))×23%	7,370,887
(e)	調整交付金相当額 ((a)+(b1))×5%	1,563,972
(f)	調整交付金見込額 ((a)+(b1))×本市の実際の割合(約2.66%)	833,082
(g)	市町村特別給付費等	0
(h)	財政安定化基金拠出金見込額 (c)×0.0%	0
(i)	財政安定化基金償還金	0
(j)	介護給付費準備基金取崩額	400,000
(k)	審査支払手数料差引額	0
(l)	市町村相互財政安定化事業負担額	0
(m)	市町村相互財政安定化事業交付額	0
(n)	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	31,000
(o)	保険料収納必要額 (d)+(e)-(f)+(g)+(h)+(i)-(j)+(k)+(l)-(m)-(n)	7,670,777

※端数処理の都合上、計算式どおりの値になっていないことがある。

※調整交付金見込額の率は、3年間の平均値。

（３）介護保険料

第1号被保険者の保険料算出により、第8期計画の保険料基準月額は、5,895円となります。なお、介護給付費準備基金取崩額がない場合は、保険料基準月額は、5,895円であり、介護給付費準備基金の取崩しによって、月額●円の軽減となります。

この結果、保険料基準月額は第7期計画の5,450円に対して、445円、8.2%の増加となります。

参考までに第8期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和7（2025）年度が含まれる第9期計画は6,447円と見込んでいます。

図表6-3-2 第1号被保険者の保険料（基準月額）

第6期 （平成27～29年度）	第7期 （平成30～令和2年度）	第8期 （令和3～5年度）	＜参考推計＞第9期 （令和6～8年度）
4,950円	5,450円	5,895円	6,447円

(3) 介護保険料

第1号被保険者の保険料算出により、第8期計画の保険料基準月額、5,580円となります。なお、介護給付費準備基金取崩額がない場合は、保険料基準月額は、5,871円であり、介護給付費準備基金の取崩しによって、月額291円の軽減となります。

この結果、保険料基準月額は第7期計画の5,450円に対して、130円、2.4%の増加となります。

参考までに第8期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和7（2025）年度が含まれる第9期計画は6,446円と見込んでいます。

図表6-3-2 第1号被保険者の保険料（基準月額）

第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	＜参考推計＞第9期 (令和6～8年度)
4,950円	5,450円	5,580円	6,446円

変 更 前

本市の第8期計画の所得段階別の保険料は、次のようになります。

図表6-3-3 第1号被保険者の所得段階別の保険料（第8期）

段 階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.48 【軽減後】 基準額×0.28※	【軽減前】 33,900円 【軽減後】 19,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.73 【軽減後】 基準額×0.48※	【軽減前】 51,600円 【軽減後】 33,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える人	【軽減前】 基準額×0.75 【軽減後】 基準額×0.70※	【軽減前】 53,000円 【軽減後】 49,500円
第4段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	基準額 ×0.90	63,600円
第5段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人	基準額 ×1.00	70,700円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	81,300円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.17	82,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.26	89,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.48	104,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	120,200円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×2.00	141,400円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.10	148,500円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.20	155,600円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額 ×2.30	162,600円

(注) 保険料は基準月額を12倍して年額を求め、それぞれの保険料率を乗じて段階ごとの年額を算出します（100円未満を切り捨て）。所得段階別割合は、令和元年分の所得分布に基づいています。

※低所得者（市町村民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われます。

変 更 後

本市の第8期計画の所得段階別の保険料は、次のようになります。

図表6-3-3 第1号被保険者の所得段階別の保険料（第8期）

段 階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.48 【軽減後】 基準額×0.28※	【軽減前】 32,100円 【軽減後】 18,700円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.73 【軽減後】 基準額×0.48※	【軽減前】 48,800円 【軽減後】 32,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える人	【軽減前】 基準額×0.75 【軽減後】 基準額×0.70※	【軽減前】 50,200円 【軽減後】 46,800円
第4段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	基準額 ×0.90	60,200円
第5段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人	基準額 ×1.00	66,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	77,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.17	78,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.26	84,300円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.48	99,100円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	113,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×2.00	133,900円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.10	140,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.20	147,300円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額 ×2.30	154,000円

※保険料は基準月額を12倍して年額を求め、それぞれの保険料率を乗じて段階ごとの年額を算出する（100円未満を切り捨て）。所得段階別割合は、令和元年分の所得分布に基づく。

※低所得者（市町村民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われる。

第7章 計画の推進のために

1. 市民、事業者等との連携及び協働による計画の推進

次のような市民や事業者と連携を進め、協働して計画を推進していきます。

- ・自治会・町会、シニアクラブとの一層の連携を進めます。
- ・医師会や歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の関係団体との連携を図ります。
- ・ボランティアやNPO等の活動団体のネットワークの構築を支援していきます。
- ・市は、各種団体が相互に連携を深め、その効果を発揮できるよう支援していきます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、「介護保険運営協議会」で行います。その主な内容としては、以下のとおりです。

- ・高齢者人口及び要介護者、要支援者の数と高齢者人口に占める割合
- ・居宅サービス、施設・居住系サービスの利用状況及びサービス未利用者の状況
- ・介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付、介護給付の効果
- ・居宅サービス、施設・居住系サービスの事業量、事業費の状況などの介護保険事業計画の達成状況を評価する項目を設定
- ・介護保険特別会計の執行状況を評価
- ・介護報酬の改定による事業費への影響を分析し、評価する項目を設定
- ・高齢者の生きがいづくりや高齢者にやさしいまちづくり施策の進捗状況等

3. 国、千葉県への要請及び連携

国、千葉県等の関係機関に対し、必要に応じて介護保険制度や高齢者保健福祉施策の改善、財源措置等について要請していきます。その中でも特に、介護人材の確保、就労する家族介護者の就労継続支援について要請していきます。

また、地方分権についても、基礎自治体として地域の実情に合った高齢者福祉に責任を持って取り組む観点から、強く推進を求めています。

第7章 計画の推進のために

現在、新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行しています。罹患した場合、高齢者や基礎疾患のある者は重症化するリスクが高いと言われているものの、まだ知見を得ている段階です。本計画推進にあたっては、国、県、市といった行政機関が相互に連携し、徹底した感染予防・防止を図るとともに、個人レベルでも国が示す「新しい生活様式」の着実な実践など、各人ができる感染予防対策をしっかりと行うことを前提に以下の3つの項目を掲げます。

1. 市民、事業者等との連携及び協働による計画の推進

次のような市民や事業者と連携を進め、協働して計画を推進していきます。

- ・自治会・町内会、シニアクラブとの一層の連携を進めます。
- ・医師会や歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の関係団体との連携を図ります。
- ・ボランティアやNPO等の活動団体のネットワークの構築を支援していきます。
- ・市は、各種団体が相互に連携を深め、その効果を発揮できるよう支援していきます。

2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、「介護保険運営協議会」で行います。その主な内容としては、以下のとおりです。

- ・高齢者人口及び要介護者、要支援者の数と高齢者人口に占める割合
- ・居宅サービス、施設・居住系サービスの利用状況及びサービス未利用者の状況
- ・介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付、介護給付の効果
- ・居宅サービス、施設・居住系サービスの事業量、事業費の状況などの介護保険事業計画の達成状況を評価する項目を設定
- ・介護保険特別会計の執行状況を評価
- ・介護報酬の改定による事業費への影響を分析し、評価する項目を設定
- ・高齢者の生きがいづくりや高齢者にやさしいまちづくり施策の進捗状況等

3. 国、千葉県への要請及び連携

国、千葉県等の関係機関に対し、必要に応じて介護保険制度や高齢者保健福祉施策の改善、財源措置等について要請していきます。その中でも特に、介護人材の確保、就労する家族介護者の就労継続支援について要請していきます。

また、地方分権についても、基礎自治体として地域の実情に合った高齢者福祉に責任を持って取り組む観点から、強く推進を求めています。

新型コロナウイルスをはじめとした感染症については、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を持つ方への対策が重要であることから、国や県その他関係機関と連携し、感染予防・防止に向け取り組んでいきます。